

別添 移転先一覧

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③提供する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
防災課	番号法第9条第1項別表24の項及び住基法第1条	被災者支援台帳管理業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	10万人以上100万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	随時(災害発生時に全件住民情報取得)
市民税課	番号法第9条第1項別表24の項及び住基法第1条	市民税賦課決定・通知等業務、事業所税賦課決定・通知業務、軽自動車税賦課決定・通知等業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	10万人以上100万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の住民票記載内容変更時
資産税課	番号法第9条第1項別表24の項及び住基法第1条	資産税賦課決定・通知業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	10万人以上100万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の住民票記載内容変更時
納税課	番号法第9条第1項別表24の項及び住基法第1条	市税等の徴収、滞納管理事務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	10万人以上100万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の住民票記載内容変更時
国保年金課	番号法第9条第1項別表44、46の項及び住基法第1条	国民健康保険業務、国民年金業務、特別障がい給付金受付業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	10万人以上100万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の資格取得時または対象者の住民票記載内容変更時
医療助成室	番号法第9条第1項別表85の項、番号利用条例別表1及び住基法第1条	後期高齢者医療保険業務等。又独自利用として福祉医療業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	10万人以上100万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の資格取得時または住民票記載内容変更時
住宅計画課	番号法第9条第1項別表27の項、番号利用条例別表1及び住基法第1条	市営住宅管理業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	1万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	入居申請届出提出時および契約者の在住、生存関係の異動時
地域福祉課	番号法第9条第1項別表23、95の項及び住基法第1条	生活保護業務、中国残留邦人等の自立支援等業務等。又独自利用として民生委員・児童委員委嘱業務や生活困窮者自立支援業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	1万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の資格取得時または住民票記載内容変更時
長寿課	番号法第9条第1項別表61の項、番号利用条例別表1及び住基法第1条	介護保険における検診、地域包括支援業務、短期保護・措置業務等。又独自利用として二次予防事業等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	1万人以上10万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の資格取得時または住民票記載内容変更時
介護保険課	番号法第9条第1項別表100の項、番号利用条例別表1及び住基法第1条	介護保険業務等。又独自利用として住宅改修費助成事業等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	1万人以上10万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の資格取得時または住民票記載内容変更時
障がい福祉課	番号法第9条第1項別表9、22、66、67、117、131の項、番号利用条例別表1及び住基法第1条	障がい者の総合支援、給付、障がい者手帳等管理、手当関係等業務、特別児童扶養手当等業務、特定疾患医療給付業務、精神障害者支援業務等。又独自利用として、住宅改修費助成事業等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	1万人以上10万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の資格取得時または住民票記載内容変更時
人事課	番号法第9条第1項別表75、81の項及び住基法第1条	当市職員の給与業務、児童手当業務、年金・保険業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定等。	1万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	その他(住民記録システムのオンライン画面)	6、9、12、3月の3か月に一度の児童手当支給処理時。税務署又は都市共済組合等への申請等個人番号必要時等。
健康増進課	番号法第9条第1項別表8、70、111の項、番号利用条例別表1及び住基法第1条	小児医療給付業務、母子保健業務、検診業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	1万人以上10万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の住民票記載内容変更時
生活衛生課	番号法第9条第1項別表8、105の項、番号利用条例別表1及び住基法第1条	感染症医療業務等。又独自利用として、結核定期健診や風しんに対する接種事業費補助業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	10万人以上100万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の住民票記載内容変更時
子育て支援室	番号法第9条第1項別表56、63、65、81の項、番号利用条例別表1及び住基法第1条	児童扶養手当業務、児童手当業務、母子家庭等自立支援業務等。又独自利用として遺児手当業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	10万人以上100万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の住民票記載内容変更時
家庭児童課	番号法第9条第1項別表10、70、135の項、番号利用条例別表1及び住基法第1条	助産扶助業務、乳児家庭訪問業務等。又独自利用として家庭児童相談業務や子育て短期支援業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	1万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の住民票記載内容変更時
保育課	番号法第9条第1項別表9、127の項、番号利用条例別表1及び住基法第1条	保育業務、幼稚園業務、就園奨励費業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	1万人以上10万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の住民票記載内容変更時
ワクチン接種推進室	番号法第9条第1項別表14の項、番号利用条例別表1及び住基法第1条	予防接種業務等。	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、在住判定、外国人情報等。	10万人以上100万人未満	業務対象者でかつ住民基本台帳ファイルに保有している対象者。	庁内システムその他(住民記録システムのオンライン画面)	対象者の住民票記載内容変更時